

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【会社名】 株式会社じもとホールディングス

【英訳名】 Jimoto Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 隆

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

【電話番号】 022(722)0011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 尾形 毅

【最寄りの連絡場所】 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

【電話番号】 022(722)0011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 尾形 毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年6月24日の第9期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式 1株につき金10円00銭 総額214,933,710円

C種優先株式 1株につき金12円96銭 総額129,600,000円

##### ロ 効力発生日

2021年6月25日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件

2019年6月25日開催の第7期定時株主総会においてご承認いただいた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の内枠として、業績連動型株式報酬制度に係る当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬等の額を年額4千万円以内（32,000ポイント以内）とすることを改めて決定する。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、川越浩司、鈴木隆、斎藤義明、川村淳、太田順一、鈴木誠、尾形毅、内田巧一、大山正征、半田稔及び長谷川靖の11氏を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、遠藤宏、伊藤吉明、高橋節、今野純一の4氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金処分の件	157,203	1,002	0	(注) 1	可決 (99.37%)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件	157,055	1,150	0	(注) 1	可決 (99.27%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件				(注) 2	
川越 浩司	133,131	25,074	0		可決 (84.15%)
鈴木 隆	131,298	26,907	0		可決 (82.99%)
斎藤 義明	133,394	24,811	0		可決 (84.32%)
川村 淳	157,159	1,046	0		可決 (99.34%)
太田 順一	157,241	964	0		可決 (99.39%)
鈴木 誠	157,228	977	0		可決 (99.38%)
尾形 毅	133,406	24,799	0		可決 (84.32%)
内田 巧一	157,247	958	0		可決 (99.39%)
大山 正征	157,189	1,016	0		可決 (99.36%)
半田 稔	157,235	970	0		可決 (99.39%)
長谷川 靖	130,936	27,269	0		可決 (82.76%)
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				(注) 2	
遠藤 宏	157,174	1,030	0		可決 (99.35%)
伊藤 吉明	157,309	895	0		可決 (99.43%)
高橋 節	157,190	1,014	0		可決 (99.36%)
今野 純一	157,193	1,011	0		可決 (99.36%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上